

平成24年度 雇用均等・児童家庭局 概 算 要 求 の 概 要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等対策の推進やパートタイム労働者の均等・均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子どものための現金給付制度
- 2 待機児童の解消などに向けた取組
- 3 児童虐待への対応、社会的養護の充実など
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 母子保健医療対策の推進
- 6 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）（再掲）

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）
- 3 パートタイム労働者等の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算額の状況

	23年度 予算額	24年度 概算要求（要望）額	伸び率
局 合 計	2兆7,738億円	2兆1,916億円	▲21.0%
「子どものための現金 給付」を除いた場合	8,161億円	8,500億円	+4.2%
一般会計	2兆6,880億円	2兆1,123億円	▲21.4%
特別会計	858億円	793億円	▲7.6%
年金特別会計 手当給付費等勘定 （仮称） うち児童育成事業費	724億円	666億円	▲8.0%
労働保険特別会計 労災勘定 雇用勘定	134億円 5億円 128億円	127億円 5億円 122億円	▲5.2% ▲8.3% ▲5.0%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子どものための現金給付制度

《2兆77億4千4百万円→1兆3,940億2千4百万円》

(1) 子どものための現金給付	1兆3,416億2千4百万円
	〔うち、給付費分：1兆3,315億3千5百万円〕
	事務費分：100億9千0百万円

平成24年度以降の子どものための現金給付制度については、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」附則第2条の規定等に基づき、同法に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として法制上の措置を講ずる。

(注1) 所得制限世帯への措置を含めた制度の在り方については、予算編成過程で検討し、結論を得る。

(注2) 概算要求額については、平成23年度予算の負担ルール（子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給し、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担）を当てはめて国庫負担額を要求。財源構成等については、予算編成過程で検討し、結論を得る。

(2) 地方での子育て支援サービスの拡充等のための交付金の交付

524億0百万円

地方独自の子育て支援サービスの拡充のための事業や、「子ども・子育てビジョン」の実現に向けた地域子育て支援拠点や一時預かりなどの設置促進等に対して、交付金を交付する。

※「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化に要する費用については、後述参照。

2 待機児童の解消などに向けた取組

《4,489億7千3百万円→4,809億6千5百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

4,322億5千0百万円

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図る。また、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、延長保育（54.9万人→58.0万人）、休日・夜間保育（休日：9万人→10万人、夜間：196箇所→224箇所）、病児・病後児保育（延べ115.5万人→延べ143.7万人）などの充実を図る。

また、保育所の施設整備などを行う「安心こども基金」については、期限延長等について検討する。

(2) 放課後児童対策の充実

316億9千9百万円

総合的な放課後児童対策（放課後子どもプラン）の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増（25,591箇所→26,310箇所）を図る。

(3) 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化（新規）

【日本再生重点化措置】

124億0百万円

待機児童解消に先駆的に取り組む自治体を対象に実施している「待機児童解消「先取り」プロジェクト」について、現在検討中の「子ども・子育て新システム」を踏まえ、対象を待機児童のいる全ての自治体にまで拡大するとともに、グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等を管理する人の配置に要する経費や職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備に要する経費等について、新たに財政支援を行う。

また、「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設する。

(4) 電力需給対策に対応した休日保育等の提供【復旧・復興】

36億1千6百万円

電力需給対策の実施に伴う企業等の早朝・夜間や休日への就業時間等の変更により、休日保育等が必要となる児童に保育サービス等を提供する。

(5) 児童福祉施設等の事業復旧に係る再開準備経費等の支援【復旧・復興】

10億0百万円

東日本大震災により被災した児童福祉施設等の事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用について財政支援を行う。

3 児童虐待への対応、社会的養護の充実など

《944億9千8百万円→994億5千3百万円》

＜うち児童入所施設措置費834億7千3百万円→862億3千2百万円＞

(1) 虐待を受けた子ども等への支援

924億8千8百万円

①児童虐待防止対策の強化等（一部新規）

児童の権利利益を擁護する観点から、本年5月に成立した「民法等の一部を改正する法律」により親権制度等の見直しが行われたことに伴い、保護者指導や児童相談所の法的対応の強化を図るとともに、法人等による未成年後見人制度の普及促進等を行うため、新たに支援制度（未成年後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害賠償保険料の補助）の創設等を行う。

②家庭的養護の推進（一部新規）

児童養護施設等の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護への転換を推進するため、里親への委託や、ファミリーホーム（80 箇所→120 箇所）、小規模グループケア（713 箇所→743 箇所）、地域小規模児童養護施設（210 箇所→240 箇所）の増を図るとともに、既存の建物の賃借料の措置費算定を行うことにより、賃貸によるファミリーホーム等の実施を推進する。

また、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行う里親支援担当職員を配置する。

③被虐待児童等への支援の充実（一部新規）

社会的養護の施設等でのケアの充実を図るため、乳児院に配置する被虐待児等個別対応職員の配置の拡充、児童養護施設等の第三者評価の受審とその結果の公表の義務化に伴う経費の措置費算定、一時保護所への看護師の配置や里親への一時保護委託費の充実、児童家庭支援センターの箇所数の増（108 箇所→112 箇所）や心理療法担当職員の常勤化の推進（26 箇所→50 箇所）を図るとともに、児童養護施設等の人員配置の段階的な引上げについて検討する。

④要保護児童の自立支援の充実（一部新規）

児童養護施設等を退所する児童の自立支援の充実を図るため、児童の就職や大学等進学時の自立生活支度費の充実、自立に役立つ資格取得に要する経費の支給や母子生活支援施設に入所している児童の進学時に要する経費の支給を行うとともに、自立援助ホームの箇所数の増（93 箇所→115 箇所）等を行う。

⑤児童虐待防止医療ネットワークの推進（新規）

地域の医療機関が連携して虐待の早期発見・介入等の対応を行う虐待防止体制の整備を図るため、都道府県の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関への研修、助言等を行う。

（２）配偶者からの暴力（ＤＶ）防止

５７億５千５百万円

配偶者からの暴力（ＤＶ）被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

（３）子どもの心のケアの支援体制の構築【復旧・復興】

１２億１千０百万円

東日本大震災により被災した子どもの心のケアなどの支援体制を構築するため、巡回支援等を行う専門家（医師、心理担当職員、保育士等）の被災自治体への配置、専門家派遣の支援体制の整備などを行う。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《1, 855億1千8百万円→1, 914億4千1百万円》

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 37億2千4百万円

母子家庭の母等への就業支援を中心とした総合的な自立支援施策を推進するとともに、養育費の確保や面会交流の支援、学習ボランティアによる児童の学習支援の推進を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援（一部新規）

1, 869億1千7百万円

ひとり親家庭の自立を支援するために支給する児童扶養手当について、配偶者からの暴力（DV）被害者は、裁判所の保護命令が発令される等の要件により支給対象とする。

また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

(3) 被災した母子家庭等への経済的支援【復旧・復興】 8億0百万円

東日本大震災で被災した母子家庭等に対し、母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 母子保健医療対策の推進

《262億4百万円→274億5千4百万円》

(1) 不妊治療等への支援 107億6百万円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

また、不育症に悩む人への相談体制の充実を図るとともに、HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）の母子感染に関する保健指導の推進を図る。

なお、「妊婦健康診査支援基金」については、期限延長等について検討する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 165億2千5百万円

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成を図るため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

6 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）（再掲・7ページ参照）

《96億8千9百万円→94億7千6百万円》

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《5億5千6百万円→5億2千6百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等対策の推進 3億9千1百万円

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導及びセクシュアルハラスメント対策の充実を図る。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 1億3千5百万円

男女の均等度合いを企業労使で把握し、女性の活躍促進のためのポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくり（均等の見える化）や、ロールモデル、メンター制度など若い女性が将来のビジョンを描けるための支援を推進する。

2 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）

《96億8千9百万円→94億7千6百万円》

(1) 両立支援に取り組む事業主等への助成金の支給 88億4千5百万円

働き続けながら育児・家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、子育て期における短時間勤務制度を導入し労働者に利用させる等、雇用環境の整備を行う事業主等に助成金を支給する。

また、両立支援への取組が遅れている中小企業の底上げを図るため、「中小企業両立支援助成金」により、引き続き中小企業における育児休業終了後の継続就業等を促進する。

(2) 両立支援に関する雇用管理改善事業の実施 5億2千6百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等の処遇等に関するベストプラクティスの普及等を引き続き行うとともに、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行うため、雇用均等指導員（両立担当）（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置する。

また、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する。

(3) 改正育児・介護休業法の円滑な施行 8千3百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等の強化により、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進を図る。

(4) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 2千3百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

3 パートタイム労働者等の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《19億1千0百万円→25億9千0百万円》

パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や職務分析・職務評価の導入支援を行うほか、労働政策審議会の議論を踏まえ、パートタイム労働者の公正な待遇の確保に向けた事業主による取組を推進する仕組みの導入など、パートタイム労働法制の整備について検討し、必要な措置を講ずる。

また、均衡待遇・正社員化推進奨励金の活用により、パートタイム労働者と有期契約労働者の均衡待遇・正社員への転換の実現を一体的に推進する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《1億8千8百万円→2億8千6百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（一部再掲）

2億4千4百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、事業主への奨励金の支給による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供を行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保

4千1百万円

在宅就業を良好な就業形態とするため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者と仲介機関を対象とした支援事業を実施する。